

氏名	和田 康志
学位の種類	博士（ヒューマン・ケア科学）
学位記番号	博甲第 8287 号
学位授与年月	平成 29年 3月 24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	介護老人福祉施設等における歯科保健医療サービスの 実態及び実施による効果

主査	筑波大学	教授	医学博士	田宮菜奈子
副査	筑波大学	教授	保健学博士	武田 文
副査	筑波大学	教授	博士（医学）	武川 寛樹
副査	筑波大学	教授	博士（医学）	大久保一郎

## 論文の内容の要旨

和田康志氏の博士學位論文は、介護保険施設における歯科保健サービスに係る取組体制およびその効果を検討したものである。その要旨は以下のとおりである。

高齢者に関しては、一般的に介護度が高くなるほど、咀嚼運動などの口腔機能障害を有する者の割合が増加することからも、要介護度高齢者に対して、口腔ケア等の歯科保健医療サービスが適切に提供され、また歯科医療が必要な者に対しては、歯科訪問診療が適切に提供されることが重要である。しかし、その現状は明らかになっておらず、地域包括ケアに向けた重要課題である。そこで、著者は、以下2つの研究を実施し、歯科訪問診療について考察している。

第1研究として、介護保険施設における歯科保健サービスに係る取組体制を評価している「口腔機能維持管理体制加算」に着目し、二次データ（介護保険法第135条の35に基づき、平成18年4月から開始された「介護サービス情報公開制度」で公表されている内容）を用いて、全国の施設における当該加算実施の有無による人員配置等の環境要因について分析を行ったものである。その結果から、介護保険施設における職員配置を充実すること等により歯科保健サービスの取組が実施されることが示唆された。これを受け、今後の政策として、人員配置状況を含め、施設環境の充実につながる加算などを検討する重要であることを示している。

続いて、著者は、2つめの研究として、歯科訪問診療の実施による効果を検討するために、北海道内の介護老人福祉施設3施設及び介護老人保健施設2施設の計5施設の入所者を対象（当該5施設の入所者は、これまで歯科訪問診療を受診したことはない）として研究を実施したものである。被調査者は、256人（男性75人、女性181人）、第1回目調査から第2回目調査まで、死亡や入院のため退所のなかった被調査者は、歯科訪問診療の「実施群」73人（男性13人、女性60人）であり、歯科訪問診療「未実施群」86人（男性30人、女性56人）であった。そのうち、継続して調査が可能であった159名を対象として解析を行った。両群を対象に、口腔機能や施設職員が行う歯磨きの介助や義歯の清掃に対する負担軽減への影響、また、EQ-5D等の健康水準やZarit等の介護負担尺度との関係について、実施前後のデータを測定し、実施有無および実施の前後比較分析を行った。その結果、歯科訪問診療の実施による歯科保健サービス（歯磨き介助及び義歯の清掃）の負担度については、歯科訪問診療によって有意に負担が軽減された。歯科訪問診療による交互作用が認められたことから、単純主効果検定を行ったが、いずれも歯科訪問診療の実施によって有意に負担が軽減された。また、口腔機能への影響について、いずれの変数についても、歯科訪問診療の実施による交互作用が認められた。なお、同様に単純主効果検定を行ったが、咀嚼運動を除く口腔機能について、歯科訪問診療の実施によって有意に機能が改善していたという結果を得た。

考察として、著者は、第1研究については「口腔機能維持管理体制加算」と人員配置状況については特に重要な要素であり、今回の調査は、実際に「口腔機能維持管理体制加算」に取り組んでいる施設と取り組んでいない施設の実態をみているが、人員配置状況が本加算を取り組む上で必要な要素であると仮定した場合は、分析結果に基づき、「口腔機能維持管理体制加算」に取り組んでいる施設は、「看護職員」と「管理栄養士」が多いことが示されたことから、介護老人福祉施設における配置要件について、①介護老人福祉施設の配置要件に管理栄養士を追加 ②現行の配置要件となっている「介護職員と看護職員の総和23人（看護職員は3人以上）」の看護職員数を増加するよう見直すことで、介護老人福祉施設における歯科保健医療サービスが進むと考えられるとした。

続いて、第2研究については、施設職員の歯科保健サービスの負担軽減や口腔機能の改善が図られたことから、歯科訪問診療を実施することは重要であるとした。歯科訪問診療の実施による効果が口腔内にとどまらず、全身の健康に対してどの程度影響するのか分析を行っていく視点は重要であるが、今回用いたEQ-5DやZarit等の指標と歯科訪問診療の実施による効果との関係を見るためには、被験者間の差や時系列的な要因に限らず、当該指標に影響する様々な要因を除いた上で分析を行う必要があるため、歯科訪問診療の効果を測定する評価指標として適当か否かも含め更なる検証が必要といえ、これは限界として言及されている。

このように、本研究は、限界はあるものの、両研究を通じて、施設入所高齢者における歯科訪問診療の重要性を示すことができた意義ある研究である。

## 審査の結果の要旨

### (批評)

本研究は、歯科医師かつ厚生労働省医系技官である氏ならではの着眼点により、施設における訪問歯科診療の実態、実施との関連要因、そしてその効果を検証した意義ある研究である。

著者は、第1研究では、介護保険施設における歯科保健サービスに係る取組体制を評価した。人員配置状況を含め、施設環境の充実を図ることが重要であることが示され、医系技官として直面する場面も多いこの結果に基づき政策提言を試みた。人員配置状況が加算を受けている施設に関連していたという実態の結果に基づき、歯科訪問診療実施にあたっては、人員配置や環境整備が可能となるような政策が重要であることを明らかにしたものである。

第2研究では、歯科訪問診療を実施することにより、入所者本人の口腔機能（舌機能、頬機能、口唇機能、軟口蓋機能、咀嚼運動）の改善が見られたことが示された。また、施設職員の歯磨き介助や義歯の清掃に関する負担が軽減することも示された。

審査会では、第1研究では、結果と提言の可能性について、主に議論がなされたが、本結果が本サービス実施の上での条件を示すと考えた場合の提言として、妥当であると考えられた。第2研究では、その比較可能性、分析方法や因果関係の解釈、実態との整合性などについて、種々の質疑応答が行われた。とくに歯科訪問診療の効果を分析した部分では、方法の問題点なども指摘されたが、それを踏まえた追加分析や、指摘事項に沿った加筆が適切に行われたことを確認した。

施設における歯科保健は、今後ますますニーズが高まり、今後の地域包括ケアに向けた意義ある研究である。

平成29年1月11日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（ヒューマン・ケア科学）学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。